

静岡市ものづくり産業振興条例をここに公布する。

平成 23 年 3 月 22 日

静岡市長 小嶋 善吉

静岡市条例第 24 号

静岡市ものづくり産業振興条例

静岡市は、江戸時代以来の伝統と優れた技術による駿河竹千筋細工、駿河籠具・籠人形、駿河指物などをはじめとする伝統工芸品やそれを礎とした家具、木製品、サンダルなどをつくり出す伝統的な地場産業、さらに清水港を中心として発展してきた造船業、食品関連産業、機械器具製造業など、ものづくり産業の歴史と伝統を有しています。そこには、先人たちから脈々と引き継がれてきた優れた技術、技能、知識等が存在しています。

ものづくり産業の発展は、活発な経済活動を通じて市の活力を生み出すとともに、雇用機会や労働意欲を創出し、市民の豊かな生活を支える大きな役割を担ってきました。

近年、少子高齢化、市場の成熟化、消費者需要の多様化、環境問題、安全・安心に対する要請の高まりなど、社会経済情勢の変化により、ものづくり産業には、製品の高付加価値化、マーケティング力の強化、新しい時代をひらく起業など、業態や規模のいかんにかかわらず、より広い視野に立った新たな取組が強く求められています。

このような背景のもと、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関、市民及び市が連携して、市のものづくり産業を、次世代技術をも取り入れ、激変する社会や時代と調和した世界に通用する産業として発展させ、地域で生産された製品を市民が愛し活用する風土を醸成することは、豊かで活力ある地域社会を実現する上で重要です。

ここに私たちは、^{たゆ}弛まず努力し、絶えず研鑽するものづくり産業を振興するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、静岡市のものづくり産業の振興について、基本理念を定め、ものづくり事業者、産業関係団体、市民及び市の役割を明らかにするとともに、市の施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全かつ持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ものづくり産業 家具・装備品製造業、電気機械器具製造業、生産用機械器具製造業その他の製造業をいう。
- (2) ものづくり事業者 ものづくり産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。
- (3) 伝統的地域産業 ものづくり産業のうち、市内において引き継がれてきた伝統的な技術若しくは技法又はこれを基礎とする技術若しくは技法及び市内におけるその他の経営資源を活用して製品をつくり出す産業であって、市内に集積するものをいう。
- (4) 伝統的地域産業事業者 伝統的地域産業に属する事業を行う個人又は法人その他の団体のうち、市内に事業所を置くものをいう。
- (5) 産業関係団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第1号の事業協同組合（ものづくり産業に係るものに限る。）、同法第70条の都道府県中小企業団体中央会その他のものづくり事業者の事業活動の支援に関する事業を行う団体をいう。

（基本理念）

第3条 ものづくり産業の振興は、ものづくり事業者の自主的な努力を尊重し、推進するものとする。

- 2 ものづくり産業の振興は、技術、技能及び知識（以下「技術等」という。）を継承し、及び向上させることの重要性を認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図ることにより推進するものとする。
- 3 ものづくり産業の振興は、自然、歴史、文化、ものづくり産業に関する技術等の地域資源を活用することにより行うものとする。
- 4 ものづくり産業の振興は、世界に向けて展開することを目標に推進するものとする。

（ものづくり事業者の役割）

第4条 ものづくり事業者は、ものづくり産業の振興において自らが重要な役割を担うことを認識し、ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上を図るとともに、社会経済情勢の変化に即応して、自主的に経営の向上及び改善に努めるものとする。

- 2 ものづくり事業者は、その事業活動における専門的な技術等を次世代に着実に継承するとともに、新たな技術等を取り入れるなどしてこれを向上させるよう努めるものとする。
- 3 ものづくり事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、自らが所在

する地域の特性に応じて地域貢献のための取組を行うことにより、良好な地域社会の形成に寄与するよう努めるものとする。

- 4 伝統的地場産業事業者は、伝統的な技術又は技法の保存及び継承に努めるとともに、伝統を生かした新たな製品づくりに努めるものとする。
- 5 ものづくり事業者は、市と協働して、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に取り組むよう努めるものとする。

(産業関係団体の役割)

第5条 産業関係団体は、その関係するものづくり産業の振興のために自らが目指すべき目標及び方向性を示すとともに、当該ものづくり産業の振興に係る課題の把握及び解決に持続的に取り組むよう努めるものとする。

- 2 産業関係団体は、ものづくり事業者の経営の向上及び改善を積極的に支援するよう努めるものとする。
- 3 産業関係団体は、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、ものづくり産業の振興が、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与していることを理解し、市が実施するものづくり産業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 市民は、伝統的地場産業に係る製品に誇りを持ち、日常生活に生かすよう努めるものとする。

(市の役割)

第7条 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を策定し、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

- 2 市は、ものづくり産業の振興に関する施策にものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関（ものづくり産業に関する教育又は研究を行う機関をいう。以下同じ。）及び市民の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、その施策の実施に当たっては、これらの者の理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 3 市は、ものづくり産業の振興に関する施策を実施するに当たっては、国、静岡県及び他の地方公共団体と密接な連携を図るよう努めなければならない。

(基本計画の策定等)

第8条 市長は、ものづくり産業の振興を総合的かつ計画的に推進するため、市の総合計画等

と整合を図りながら、ものづくり産業の振興に関する施策についての基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) ものづくり産業の振興に関する目標、方針及び方策に関すること。
 - (2) ものづくり産業の基盤となる技術の開発に関すること。
 - (3) ものづくり産業の担い手の確保、育成及び資質の向上に関すること。
 - (4) ものづくり産業に係る製品の販路の拡大その他の需要の拡大に関すること。
 - (5) ものづくり産業に係る製品のブランド化、新たな利用方法その他の製品開発に関するこ
と。
 - (6) ものづくり産業に係る事業環境の充実に関するこ
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、ものづくり産業の振興に関する施策の推進に関するこ
- 3 基本計画の策定に当たっては、ものづくり産業を取り巻く社会経済情勢及び産業構造の変化並びに消費者の需要を勘案して検討を加えるものとする。
- 4 市長は、基本計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ第18条に規定する静岡市も
のづくり産業振興審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、ものづくり事業者、産業関係
団体、教育研究機関及び市民の意見を反映できるよう必要な措置を講じなければならない。
- 6 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。
- 7 市長は、毎年度、基本計画の実施状況を市議会に報告するものとする。

(産業別計画の策定)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、ものづくり産業における産業分類別の産業の振
興に関する計画（以下「産業別計画」という。）を策定することができる。

- 2 産業別計画は、基本計画と整合を図りながら、当該ものづくり産業の振興にとって必要な
事項について定めるものとする。
- 3 ものづくり事業者又は産業関係団体は、市長が定めるところにより、産業別計画の案とな
るべき事項を市長に対し、提案することができる。
- 4 市長は、前項の規定による提案があったときは、当該ものづくり産業の状況及び振興の必
要性並びに予想される経費及びその効果を検討し、必要があると認めるときは、産業別計画
を策定するものとする。

(国等の施策との調整)

第10条 市長は、基本計画及び産業別計画の策定及び実施に当たっては、国及び静岡県の施策

と整合を図るものとする。

(研究開発及び成果の利用の促進)

第11条 市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体及び教育研究機関の連携による研究開発及びその成果の利用の促進を図るよう努めるものとする。

(地産地消の推進)

第12条 市は、市民がものづくり産業に係る製品を進んで活用する風土を醸成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(伝統的地域産業製品の活用)

第13条 市は、市の物品の調達に当たっては、伝統的地域産業に係る製品の利用が可能な場合には、これを活用するよう努めるものとする。

(表彰)

第14条 市長は、ものづくり産業の振興に著しく寄与したものを表彰することができる。

(情報の発信)

第15条 市は、インターネット、博覧会、見本市等の機会を通じ、ものづくり産業の振興に関する情報の発信に努めるものとする。

(交流の促進)

第16条 市は、ものづくり産業の振興を推進するため、ものづくり事業者、産業関係団体、教育研究機関及び市民の交流の促進に努めるものとする。

(財政上の措置)

第17条 市長は、ものづくり産業の振興に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(静岡市ものづくり産業振興審議会)

第18条 ものづくり産業の振興に関する市の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、静岡市ものづくり産業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、第8条第4項の規定による諮問に対し答申を行うほか、市のものづくり産業の振興に関する重要な事項について審議する。

3 審議会は、委員12人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験がある者

(2) ものづくり事業者を代表する者

(3) 産業関係団体を代表する者

- (4) 教育研究機関を代表する者
 - (5) 市民
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当であると認める者
- 5 市長は、前項第5号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第8条から第10条まで及び第18条の規定は、平成23年9月1日から施行する。